

空き家改修費補助金のご案内

自ら居住するために、空き家を購入・賃貸する方に対し、改修費の一部を補助します。

県外移住	最大	200～500万円	補助率2/3
県内移住	最大	50～150万円	補助率1/2
大洲市民	最大	50～75万円	補助率1/2

※改修費と取得費の補助金を併用する場合は、補助金の上限額は改修費補助金の上限内

【補助対象となる世帯】(①～③のいずれかに該当し、④～⑧のすべてを満たす方)

① 県外移住世帯	転入前1年以上県外に住所を有し、平成28年4月1日以後に市内に住民票を異動する者で、60歳未満の人がいる世帯	転入理由は、就学、転勤や赴任などの定住が見込まれない理由によるものではない。
② 県内移住世帯	転入前1年以上県内他市町に住所を有し、転入後1年以内の60歳未満の人がいる世帯	
③ 市内対象世帯	市内に住所を有する50歳未満の子育て世帯	

※補助対象者の年齢は事業認定申請日時点 ※子育て世帯:令和5年4月1日において18歳未満の子どもを養育する世帯

- ④補助対象となる住宅に5年以上居住する意志がある。
- ⑤補助対象となる住宅のある地区で住民と協調(区入り等)ができる。
- ⑥補助対象となる世帯全員が前住所地を含めた市町村民税等の滞納がない。
- ⑦過去にこの補助金の交付を受けたことがない。
- ⑧暴力団員等ではない。

【その他の要件】次のすべてを満たすこと

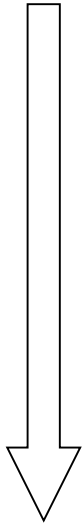
- 自らが居住するための住宅であること。
- 大洲市空き家バンクの登録物件であること。(県外移住世帯は愛媛県空き家バンクの登録物件も可)
- 購入・賃借する者と所有者は3親等内の親族でないこと。
- 空き家改修経費が50万円(国・県・市の他の補助金等を除いた額)以上であること。
- 市内業者に発注すること。
- 申請年度内に完成すること。

平成28年4月1日以後に 県外から転入した(または転入予定である) (転入前1年以上県外に居住) ↓はい 世帯のうち1人以上が60歳未満である ↓はい 18歳未満の子どもを養育する子育て世帯である ↓はい		市外から転入し、1年経過していない (または転入予定である) (転入前1年以上市外に居住) ↓はい 世帯のうち1人以上が60歳未満である ↓はい 18歳未満の子どもを養育する子育て世帯である ↓はい		大洲市に居住し、 50歳未満である ↓はい 18歳未満の子どもを養育する 子育て世帯である ↓はい		対象となる改修工事 木工事 屋根工事 サッシ工事 建具工事 内装工事 外装工事 塗装工事 外構工事 左官タイル工事 給排水設備工事 電気設備工事 エクステリア工事 省エネ設備工事
対象者区分	県外移住子育て世帯	県外移住世帯	県内移住子育て世帯	県内移住世帯	市内対象世帯	
補助率	3分の2	3分の2	2分の1	2分の1	2分の1	
基準額	200万円	200万円	50万円	50万円	50万円	
子育て世帯加算	200万円	-	50万円	-	-	
子ども2人以上加算	100万円	-	50万円	-	25万円	
最大額	500万円	200万円	150万円	50万円	75万円	

【問い合わせ】大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989(大洲市役所 5階)

【手続きの流れ】

①事業計画認定申請 【申請者】 工事に着手する日の**7日前までに**、次の書類を提出してください。



- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-2）
- 承諾書（別紙2-1）
- 空き家の改修等を行うことができる権利を有することを証明する書類
- 経費の見積書等の写し
- 他の制度利用の場合はその制度の申請書等の写し
- 空き家の図面
- 現況写真
- 世帯全員分の市税の未納がないことを示す証明書（納税証明書など）
- <以下、該当者のみ>
- （県外移住・県内移住者のみ）1年以上市外に居住していたことが分かる書類
- その他市長が必要と認める書類

②認定通知書交付



【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書(様式第2号)を申請者へ通知

③工事着工



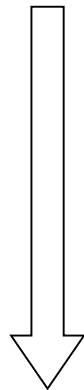
事業の変更・中止等の際は、手続きが必要です。お問い合わせください。

④工事完了(代金支払い)



⑤補助金交付申請

(事業実績報告)



【申請者】 事業が完了後、速やかに次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙5-2）
- 誓約書（別紙6）
- 請負契約書または請書の写し
- 工事代金等の領収書の写し
- 施工中・施工後の写真
- 他の制度利用の場合はその制度の完了報告書の写し
- 住民票の写し（新住所の世帯全員分）
- その他市長が必要と認める書類

【市】 事業が完了したことを確認するため、市の担当者が確認検査を行います。

⑥交付決定通知書交付



【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。

○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書(様式第10号)を申請者へ通知

⑦請求



【申請者】 次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑧補助金の交付

【市】 請求により、補助金を支払います。

【申請・問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1 ✉iju-teiju@city.ozu.ehime.jp